男鹿市条例第10号

男鹿市市税条例等の一部を改正する条例

男鹿市市税条例(平成17年男鹿市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

- 前項の規定により控除されるべ き額で同項の所得割の額から控除 することができなかった金額があ るときは、当該控除することがで きなかった金額は、令第48条の9 の3から第48条の9の6までに定 めるところにより、同項の納税義 務者に対しその控除することがで きなかった金額を還付し、又は当 該控除することができなかった金 額のうち法第 314 条の9第2項後 段に規定する還付をすべき金額に より当該納税義務者の前項の申告 書に係る年度分の個人の県民税、 個人の市民税若しくは森林環境税 **を納付し、若しくは納入し**、若し くは当該納税義務者の未納に係る 徴収金を納付し、若しくは納入す <u>る</u>。
- 3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者 の扶養親族等申告書)

- 第36条の3の2 (略)
- 2 前項又は法第 317 条の3の2第 1項の規定による申告書を給与支 払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事 項がその年の前年において当該給 与支払者を経由して提出した前項 又は法第 317 条の3の2第1項の 規定による申告書(その者が当該 前年の中途において次項の規定に よる申告書を当該給与支払者を経 由して提出した場合には、当該前 年の最後に提出した同項の規定に

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 (略)

3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

よる申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

とができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用につる間については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「提供を受けたとき」とあるのは「提供を受けた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の**方法等**)

- 第 38 条 個人の市民税は、第 44 条、第 47 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 47 条の 5 又は第 53 条の 5 の規定により特別徴収の方法に よる場合を除くほか、普通徴収の 方法により</u>徴収する。
- 2 (略)
- 3 森林環境税は、当該個人の市民 税の均等割を賦課し、及び徴収す る場合に併せて賦課し、及び徴収 する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知は の市民税の納税額域 を各納期市民税額 大の個人の無民税額及び森林環境税額の 大の県民税額及び森林環境税額の 合算額(第47条第1項又均徴の 合算額(第47条第1項又均徴の 条場合によりではいる。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 を額によりではない。 をではない。 をではないない。 をではない。 をではない。 をではない。 をではないない。 をではなないない。 をではないないなない。 をではなないなないななななななな

(給与所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者 が当該年度の初日の属する年の前 年中において給与の支払を受けた 者であり、かつ、同日において給 与の支払を受けている者(次に掲 改正前

とができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の<u>方法</u>)

- 第 38 条 個人の市民税は、第 44 条、第 47 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 47 条の 5 又は第 53 条の 5 の規定によって特別徴収の方法 による場合を除くほか、普通徴収 の方法によって徴収する。
- 2 (略)

(個人の市民税の納税通知書)

(給与所得に係る個人の市民税の 特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者 が当該年度の初日の属する年の前 年中において給与の支払を受けた 者であり、かつ、同日において給 与の支払を受けている者(次に掲

げる者のうち特別徴収の方法により り徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以と認められる者を除く者」と納 の条において「給与所得者」と納係 には、 である場合には、 等者額及び第5項において を含む。次項及び第5項において 同じ。)の合算額を特別徴収を方 法により徴収する。

(1)及び(2) (略)

- 2 前項の納税義務者について、 にない所得の所得がある所得の所得がある所得以外の所得以外の所得がある所得以外の所得以外を同項の規定にする。 方所得別の規定にする。 方所得別では、 方所得別では、 方所得別では、 方の合算をは、 方の合算をは、 方の合算をでする。 方は、 方の合算をでする。 方は、 方の合算をでする。 方は、 方のの方法により。 では、 のの方法により。 でない。 でない。
- 前項本文の規定により給与所得 者の給与所得以外の所得に係る所 得割額を特別徴収の方法により徴 収することとなった後において、 当該給与所得者について給与所得 以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でないと認め られる特別の事情が生じたため当 該給与所得者から給与所得以外の 所得に係る所得割額の全部又は一 部を普通徴収の方法により徴収す ることとされたい旨の申出があっ た場合でその事情がやむを得ない と認められるときは、市長は、当 該特別徴収の方法により徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得 割額でまだ特別徴収により徴収し ていない額の全部又は一部を普通

改正前

げる者のうち特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下あると認められる者を除く。以下の人において「給与所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。

(1)及び(2) (略)

- 前項本文の規定によって給与所 得者の給与所得以外の所得に係る 所得割額を特別徴収の方法によっ て徴収することとなった後におい て、当該給与所得者について給与 所得以外の所得に係る所得割額の 全部又は一部を特別徴収の方法に よって徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じた ため当該給与所得者から給与所得 以外の所得に係る所得割額の全部 又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出 があった場合でその事情がやむを 得ないと認められるときは、市長 は、当該特別徴収の方法によって 徴収すべき給与所得以外の所得に 係る所得割額でまだ特別徴収によ り徴収していない額の全部又は一

徴収の方法により徴収するものと する。

- 4 (略)
- 納税義務者である給与所得者に 対し給与の支払をする者に当該年 度の初日の翌日から翌年の4月30 日までの間において異動を生じた 場合において、当該給与所得者が 当該給与所得者に対して新たに給 与の支払をする者となったもの (所得税法第 183 条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収 して納付する義務がある者に限 る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動により従前の 給与の支払をする者から給与の支 払を受けなくなった日の属する月 の翌月の10日(その支払を受けな くなった日が翌年の4月中である 場合には、同月30日)までに、第 1項の規定により特別徴収の方法 により徴収されるべき前年中の給 与所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額(既に特別徴収の方法 により徴収された金額があるとき は、当該金額を控除した金額)を 特別徴収の方法により徴収された い旨の申出をしたときは、当該合 算額を特別徴収の方法により徴収 するものとする。ただし、当該申 出が翌年の4月中にあった場合に おいて、特別徴収の方法によって 徴収することが困難であると市長 が認めるときは、この限りでな
- 6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないことともり、かつ、その事由が発生したもり、かる月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの地方法

改正前

部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 4 (略)
- 納税義務者である給与所得者に 対し給与の支払をする者に当該年 度の初日の翌日から翌年の4月30 日までの間において異動を生じた 場合において、当該給与所得者が 当該給与所得者に対して新たに給 与の支払をする者となったもの (所得税法第 183 条の規定によっ て給与の支払をする際所得税を徴 収して納付する義務がある者に限 る。以下この項において同じ。) を通じて、当該異動によって従前 の給与の支払をする者から給与の 支払を受けなくなった日の属する 月の翌月の10日(その支払を受け なくなった日が翌年の4月中であ る場合には、同月30日)までに、 第1項の規定により特別徴収の方 法<u>によって</u>徴収されるべき前年中 の給与所得に係る所得割額及び均 等割額の合算額(既に特別徴収の 方法によって徴収された金額があ るときは、当該金額を控除した金 額)を特別徴収の方法によって徴 収されたい旨の申出をしたとき は、当該合算額を特別徴収の方法 **によって**徴収するものとする。た だし、当該申出が翌年の4月中に あった場合において、特別徴収の 方法によって徴収することが困難 であると市長が認めるときは、こ の限りでない。

が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同

の全部又は一部の支払がされない こととなったときにあっては、同 日までに支払われた当該給与又は 退職手当等の額から徴収すること ができる額)を特別徴収の方法<u>に</u> より徴収する。

日までに当該給与又は退職手当等

(給与所得に係る特別徴収税額の 普通徴収税額への繰入れ)

- 2 法第 321 条の6第1項の通知に より変更されたる場所の情報の が表現で、 別徴収税のでは、 別で、 別で、 別で、 別で、 のので、 のの

改正前

(給与所得に係る特別徴収税額の 普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の市民税の納税者が給 与の支払を受けなくなったこと等 により給与所得に係る特別徴収税 額を特別徴収の方法によって徴収 されないこととなった場合におい ては、特別徴収の方法によって徴 収されないこととなった金額に相 当する税額は、特別徴収の方法に よって徴収されないこととなった 日以後において到来する第40条第 1項の納期がある場合においては そのそれぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期が ない場合においては直ちに、普通 徴収の方法によって徴収するもの とする。

改正前

る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収関 係過誤納金とみなして、同条第3 項、第6項及び第7項の規定を適 用することができるものとし、当 該市町村徴収関係過誤納金により 当該納税者の未納に係る徴収金<u>を</u> 納付し、又は納入することを委託 したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個 人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義 務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において公的年金等の支 払を受けた者であり、かつ、同日 において老齢等年金給付(法第 321 条の7の2第1項の老齢等年 金給付をいう。以下この節におい て同じ。) の支払を受けている年 齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法 により徴収することが著しく困難 であると認められるものとして次 に掲げるものを除く。以下この節 において「特別徴収対象年金所得 者」という。)である場合には、 当該納税義務者の前年中の公的年 金等に係る所得に係る所得割額及 び均等割額(これと併せて賦課徴 収を行う森林環境税額を含む。以 下この条及び第 47 条の5において 同じ。) の合算額(当該納税義務 者に係る均等割額を第44条第1項 の規定により特別徴収の方法によ り徴収する場合には、公的年金等 に係る所得に係る所得割額。以下 この条及び第47条の5において同 じ。)の2分の1に相当する額 (以下この節において「年金所得 に係る特別徴収税額」という。) を当該年度の初日の属する年の 10 月1日から翌年の3月31日までの 間に支払われる老齢等年金給付か ら当該老齢等年金給付の支払の際 に特別徴収の方法により徴収す る。

係る税額は、法**第 17 条の2の規定** によって 当該納税者の未納に係る 徴収金<u>に充当する</u>。

(公的年金等に係る所得に係る個 人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義 務者が当該年度の初日の属する年 の前年中において公的年金等の支 払を受けた者であり、かつ、同日 において老齢等年金給付(法第 321 条の7の2第1項の老齢等年 金給付をいう。以下この節におい て同じ。) の支払を受けている年 齢 65 歳以上の者(特別徴収の方法 によって徴収することが著しく困 難であると認められるものとして 次に掲げるものを除く。以下この 節において「特別徴収対象年金所 得者」という。) である場合にお いては、当該納税義務者の前年中 の公的年金等に係る所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額(当 該納税義務者に係る均等割額を第 44 条第1項の規定により特別徴収 の方法によって徴収する場合にお いては、公的年金等に係る所得に 係る所得割額。以下この条及び第 47条の5において同じ。)の2分 の1に相当する額(以下この節に おいて「年金所得に係る特別徴収 税額」という。)を当該年度の初 日の属する年の10月1日から翌年 の3月31日までの間に支払われる 老齢等年金給付から当該老齢等年 金給付の支払の際に特別徴収の方 法によって徴収する。

(1) (略)

められる者

- (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者 に対して課する個人の市民税のう に対して課する個人の市民税の も当該特別徴収対象年金所得者所 等に係る所得割額及び均等割額徴収 係る所得割額及び均等割額徴収 係る所得を所得を 額を控除した額を第40条第1項の 納期の 日の属する年の9月30日まで の 間に到来するものにおいて 収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 2 法第 321 条の7の7第3項(法 第 321 条の7の8第3項において 読み替えて準用する場合を含 む。)の規定により年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額を特別徴収 を特別徴収されないことと た特別徴収対象年金所得者にの が で、既に特別徴収義務者から 収税額又は年金所得に係る仮特別 収税額又は年金所得に係る仮特別

改正前

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収 することとした場合には当該年 度において当該老齢等年金給付 の支払を受けないこととなると 認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者 に対して課する個人の市民税の市 民税の市民税の市民税の市民税の も当該特別徴収対象年金所得者所 所得制額及び均等制額の所得制額及び 係る所得制額及び均等制制徴 額を控除した額を第40条第1項の 納期の属する年の9月30日まで の 間に到来するものにおいて 収の方法によって 徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

- 2 法第 321 条の7の7第3項(法 第 321 条の7の8第3項において 読み替えて準用する場合を活 む。)の規定により年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額を特別徴収とと (こよって)徴収されないことに 方た特別徴収対象年金所得者から いて、既に特別徴収義務者か特別 とれた年金所得に係る 後収税額又は年金所得に係る

改正前

徴収税額が当該特別徴収対象年金 所得者から徴収すべき年金所得に 係る特別徴収税額又は年金所得に 係る仮特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特 別徴収税額がない場合を含む。) において当該特別徴収対象年金所 得者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税 額は、法第17条の2の2第1項第 2号に規定する市町村徴収関係過 誤納金とみなして、同条第3項、 第6項及び第7項の規定を適用す ることができるものとし、当該市 町村徴収関係過誤納金により当該 特別徴収対象年金所得者の未納に 係る徴収金を納付し、又は納入す ることを委託したものとみなす。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務 がある法人は、法第321条の8第 1項、第2項、第31項、第34項 及び第 35 項の規定による申告書 (第9項、第10項及び第12項に おいて「納税申告書」という。) を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあっては それぞれこれらの規定による納期 限までに、同条第34項の申告納付 にあっては遅滞なく市長に提出 し、及びその申告に係る税金又は 同条第1項後段及び第2項後段の 規定により提出があったものとみ なされる申告書に係る税金を施行 規則第22号の4様式又は第22号 の4の2様式による納付書により 納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 市民税を申告納付する義務 がある法人は、法第321条の8第 1項、第2項、第31項、第34項 及び第 35 項の規定による申告書 (第9項、第10項及び第12項に おいて「納税申告書」という。) を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあっては それぞれこれらの規定による納期 限までに、同条第34項の申告納付 にあっては遅滞なく市長に提出 し、及びその申告に係る税金又は 同条第1項後段及び第2項後段の 規定により提出があったものとみ なされる申告書に係る税金を施行 規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期

限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント (申告書を提出し た日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書が その提出期限前に提出されたとき は、当該提出期限)までの期間又 はその期間の末日の翌日から1月 を経過する日までの期間について は、年7.3 パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して施行規則第 22 号 の4様式又は第22号の4の2様式 による納付書により納付しなけれ ばならない。

 $6 \sim 16$ (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、 法第321条の12の規定に基づく納 付の告知を受けた場合には、当該 不足税額を当該通知書の指定する 期限までに、施行規則第22号の4 様式**又は第22号の4の2様式**によ る納付書により納付しなければな らない。
- 2 前項の場合には、その不足税額 に法第321条の8第1項、第2項 又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係 る不足税額がある場合には、同条 第1項又は第2項の納期限とし、 納期限の延長があった場合には、 その延長された納期限とする。第 4項第1号において同じ。)の翌 日から納付の日までの期間の日数 に応じ、年 14.6 パーセント(前項 の納期限までの期間又は当該納期 限の翌日から1月を経過する日ま での期間については、年 7.3 パー セント) の割合を乗じて計算した 金額に相当する延滞金額を加算し

改正前

限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント (申告書を提出し た日(同条第35項の規定の適用が ある場合において、当該申告書が その提出期限前に提出されたとき は、当該提出期限)までの期間又 はその期間の末日の翌日から1月 を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して施行規則第22号 の4様式による納付書により納付 しなければならない。

$6 \sim 16$ (略)

(法人の市民税に係る不足税額の 納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、 法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額を当該通知書の指定する 期限までに、施行規則第22号の4 様式による納付書により納付しなければならない。
- 前項の場合においては、その不 足税額に法第 321 条の8第1項、 第2項又は第 31 項の納期限(同条 第 35 項の申告納付に係る法人税割 に係る不足税額がある場合には、 同条第1項又は第2項の納期限と し、納期限の延長があった場合に は、その延長された納期限とす る。第4項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセ ント(前項の納期限までの期間又 は当該納期限の翌日から1月を経 過する日までの期間については、 年 7.3 パーセント) の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金

て納付しなければならない。

3及び4 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車 等に対して課する種別割の税率 は、1台について、それぞれ当該 各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備 えず、かつ、輪距(2以上の 輪距を有するものにあって は、その輪距のうち最大のも の)が 0.5 メートル以下であ るもの、側面が構造上開放さ れている車室を備え、かつ、 輪距が 0.5 メートル以下の 3 輪のもの及び道路運送車両の 保安基準(昭和 26 年運輸省令 第 67 号) 第 1 条第 1 項第 13 号の6に規定する特定小型原 動機付自転車を除く。)で、 総排気量が 0.02 リットルを超 えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの 額 3,700円

(2)及び(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ 税を申告納付すべき者(以下この 節において「申告納税者」とい う。)は、毎月末日までに、前月 の初日から末日までの間における 売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準 数量」という。)及び当該課税標 準数量に対するたばこ税額、第96 条第1項の規定により免除を受け ようとする場合にあっては同項の 適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除をうけようと する場合にあっては同項の適用を |

改正前

額を加算して納付しなければならない。

3及び4 (略)

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車 等に対して課する種別割の税率 は、1台について、それぞれ当該 各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア~ウ (略)

エ 3輪以上のもの(2 以 ・ 2 以上のもの(2 以 ・ 2 以一のもの(2 以 ・ 2 以一のもの(2 以 ・ 3 に ・ 3 に ・ 4 に ・ 5 に ・ 6 に ・ 7 に ・ 8 に

(2)及び(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第 98 条 前条の規定によってたばこ 税を申告納付すべき者(以下この 節において「申告納税者」とい う。)は、毎月末日までに、前月 の初日から末日までの間における 売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数 (以下この節において「課税標準 数量」という。)及び当該課税標 準数量に対するたばこ税額、第96 条第1項の規定により免除を受け ようとする場合にあっては同項の 適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1 項の規定により控除をうけようと する場合にあっては同項の適用を

$2 \sim 4$ (略)

前項の修正申告書に係る税金を 納付する場合には、当該税金に係 る第1項又は第2項の納期限(納 期限の延長があつたときは、その 延長された納期限。第 101 条第2 項において同じ。)の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、 当該税額に年 14.6 パーセント (修 正申告書を提出した日までの期間 又はその日の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額 を加算して、施行規則第34号の2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付し なければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

改正前

$2 \sim 4$ (略)

前項の修正申告書に係る税金を 納付する場合には、当該税金に係 る第1項又は第2項の納期限(納 期限の延長があつたときは、その 延長された納期限。第 101 条第2 項において同じ。) の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、 当該税額に年 14.6 パーセント (修 正申告書を提出した日までの期間 又はその日の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて 計算した金額に相当する延滞金額 を加算して、施行規則第34号の2 の5様式又は第34号の2の5様式 による納付書によって納付しなけ ればならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第 101 条 たばこ税の納税義務者 は、法第 481 条、第 483 条又は 484 条の規定に基づく納付の告知 を受けた場合には、当該不足税額 又は過少申告加算金額、不申告加 算金額若しくは重加算金額を、 該通知書の指定する期限までに、 施行規則第 34 号の2の5様式 による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に 係る市民税の課税の特例)

- 第8条 昭和57年度から令和9年度 までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第6条第4項に規定 する場合において、第36条の2第 1項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通 知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出さ れた第36条の3第1項の確定申告 書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措 置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載が あるとき(これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めると きを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の 所得割の額を免除する。
- 2及び3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の 条例で定める割合)

- 第 10 条の 2 (略)
- 2 (略)
- 3 法<u>附則第 15 条第 14 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第 15 条**

附則

(肉用牛の売却による事業所得に 係る市民税の課税の特例)

改正前

- 第8条 昭和 57 年度から**令和6年度** までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第6条第4項に規定 する場合において、第36条の2第 1項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通 知書が送達される時までに提出さ れたもの及びその時までに提出さ れた第36条の3第1項の確定申告 書を含む。次項において同じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措 置法第25条第1項に規定する事業 所得の明細に関する事項の記載が あるとき(これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めると きを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の 所得割の額を免除する。
- 2及び3 (略) (読替規定)
- 第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の3の2まで、第 63 条又は第 64 条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の3の4から第 349 条の5まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の3の4から第 349条の5まで又は附則第 15条から第 15 条の3の2まで、第 63 条若しくは第 64条」とする。

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の 条例で定める割合)

- 第 10 条の 2 (略)
- 2 (略)
- 3 法<u>附則第 15 条第 15 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第 15 条**

第14項に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1)とす る。

- 4 法**附則第 15 条第 21 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 5 法<u>附則第 15 条第 22 項第 1 号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第 15 条第 22 項第 2号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第 15 条第 22 項第 3 号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 8 法<u>附則第 15 条第 23 項第 1 号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。
- 9 法<u>**附則第 15 条第 23 項第 2号**</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 10 法**附則第 15 条第 25 項第 1 号イ** に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 11 法<u>**附則第 15 条第 25 項第 1 号口**</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 12 法<u>附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第 15 条第 25 項第 1 号二</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 14 法<u>附則第 15 条第 25 項第 2 号イ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 15 法<u>**附則第 15 条第 25 項第 2 号口**</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

改正前

- 第15項に規定する市町村の条例で 定める割合は、2分の1)とす る。
- 4 法<u>**附則第 15 条第 22 項**</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 5 法**附則第 15 条第 23 項第 1号**に 規定する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。
- 6 法<u>附則第 15 条第 23 項第 2号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 7 法<u>附則第 15 条第 23 項第 3 号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 8 法<u>附則第 15 条第 24 項第 1 号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。
- 9 法<u>附則第 15 条第 24 項第 2号</u>に 規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- 10 法**附則第 15 条第 26 項第 1 号イ** に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 11 法<u>附則第 15 条第 26 項第 1 号口</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 12 法<u>附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 13 法<u>附則第 15 条第 26 項第 1 号二</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 14 法<u>附則第 15 条第 26 項第 2 号イ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 15 法**附則第 15 条第 26 項第 2 号口** に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法**附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ** に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 17 法**附則第 15 条第 25 項第 3 号イ** に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 25 項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 19 法**附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ** に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法**附則第 15 条第 28 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 21 法**附則第 15 条第 32 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 22 法**附則第 15 条第 33 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 23 法**附則第 15 条第 38 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 24 法**附則第 15 条第 42 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の1とする。
- 25 法**附則第 15 条第 43 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- 26 (略)
- 27 法附則第 15 条の9の3第1項に 規定する市町村の条例で定める割 合は3分の1とする。

改正前

- 16 法<u>附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 17 法<u>附則第 15 条第 26 項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 26 項第3号口</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 19 法<u>附則第 15 条第 26 項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 20 法**附則第 15 条第 29 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 21 法**附則第 15 条第 33 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 22 法<u>**附則第 15 条第 34 項**</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 23 法**附則第 15 条第 39 項**に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 24 法<u>附則第 15 条第 43 項</u>に規定す る市町村の条例で定める割合は、 3分の1とする。
- 25 法<u>**附則第 15 条第 44 項**</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、 4分の3とする。
- 26 (略)
- 27 法附則第 64 条に規定する市町村 の条例で定める割合は 0 (生産性 の向上に重点的に取り組むべき業 種として同意導入促進基本計画 (中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に 規定する同意導入促進基本計画を 以う。)に定める業種に属する事 業の用に供する法附則第 64 条に規 定する特例対象資産にあっては、

改正前

(新築住宅等に対する固定資産税 の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

- 12 法附則第 15 条の9の3第1項に 規定する特定マンションに係る区 分所有に係る家屋について、同項 の規定の適用を受けようとする者 は、当該特定マンションに係る同 項に規定する工事が完了した日か ら3月以内に、次に掲げる事項を 記載した申告書に施行規則附則第 7条第 16 項各号に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければなら ない。

 - (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種</u> 類、床面積
 - (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年</u> 月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出 することができなかった理由

0)とする。 (新築住宅等に対する固定資産税 の減額の規定の適用を受けようと

する者がすべき申告) 第10条の3 (略)

 $2 \sim 11$ (略)

準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- (5) 施行規則**附則第7条第16項**に 規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

14 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

- 2 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条 第 2 項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受ける土地 に係る**令和 5 年度分及び令和 6 年 度分**の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3及び4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

- 2 法附則第16条の3第1項(同条 第2項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受ける土地 に係る**令和5年度分及び令和6年 度分**の固定資産税については、第 74条の規定は適用しない。
- 3及び4 (略)

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の6 法附則第 16 条の4第 1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用

改正前

準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- $(1)\sim(4)$ (略)
- (5) 施行規則**附則第7条第13項**に 規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) (略)

13 (略)

(平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 (略)

- 2 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条 第 2 項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受ける土地 に係る**令和 3 年度分及び令和 4 年 度分**の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3及び4 (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 (略)

- 2 法附則第16条の3第1項(同条 第2項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受ける土地 に係る**令和3年度分及び令和4年 度分**の固定資産税については、第 74条の規定は適用しない。
- 3及び4 (略)

する場合を含む。)の規定により 読み替えて適用される同条第1項 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、 月 日)までに 次に掲げる事項を記載した申告書 を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は 名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有し ない者にあっては、住所及び氏 名又は名称)並びに当該納税義 務者が令附則第12条の6第1項 第3号から第5号まで又は第3 項第3号から第5号までに掲げ る者である場合にあっては、同 条第1項第1号若しくは第2号 又は第3項第1号若しくは第2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 16 条の 4 第 1 項に規 定する被災住宅用地の上に令和 2 年度に係る賦課期日において 存した家屋の所有者及び家屋番 号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の4第1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦 課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の4第1項(同条 第2項において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受ける土地 に係る令和5年度分及び令和6年 度分の固定資産税については、第 74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定 する特定被災共用土地 (以下この 項において「特定被災共用土地」

という。)に係る固定資産税額の 按分の申出は、同項に規定する特 定被災共用土地納税義務者(以下 この項において「特定被災共用土 地納税義務者」という。)の代表 者が毎年1月31日までに次に掲げ る事項を記載した申出書を市長に 提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない 者にあっては、住所及び氏名又 は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地 番、地目及び地積並びにその用 途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附 則第 16 条の 4 第 3 項に規定する 被災区分所有家屋の所在、家屋 番号、種類、構造及び床面積並 びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務 者の住所及び氏名並びに当該各 特定被災共用土地納税義務者の 当該特定被災共用土地に係る按 分の割合
- (5) 法附則第16条の4の第3項 の規定により按分する場合に用 いられる割合に準じて定めた割 合及び当該割合
- 4 法附則第 16 条の 4 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされる特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課

(軽自動車税の環境性能割の賦課 徴収の特例)

第 15 条の 2 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合に おける納付すべき軽自動車税の環 境性能割の額は、同項の不足額 に、これに100分の35の割合を乗 じて計算した金額を加算した金額 とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率 の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第1項に規 定する 3 輪以上の軽自動車に対す る当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指 定(次項から<u>第 4 項</u>までにおいて 「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経 税)

第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課 徴収の特例)

第 15 条の2の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合に おける納付すべき軽自動車税の環 境性能割の額は、同項の不足額 に、これに 100 分の 10 の割合を乗 じて計算した金額を加算した金額 とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率 の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車で あって乗用のものに対する第 81 条 の 4 (第 2 号に係る部分に限 る。)及び前項の規定の適用につ いては、当該軽自動車の取得が特 定期間に行われたときに限り、こ れらの規定中「100 分の2」とあ るのは、「100 分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規 定する 3 輪以上の軽自動車に対す る当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指 定(次項から 第 8 項 までにおいて 「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経

過した月の属する年度以後の年度 分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

(略)

(略)

改正前

過した月の属する年度以後の年度 分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び 第2号に掲げる3輪以上の軽自動 車に対する第82条の規定の適用に ついては、当該軽自動車が<u>令和3年3月31日</u> **年4月1日から令和3年3月31日 まで**の間に初回車両番号指定軽配 けた場合には<u>令和3年度分</u>の表 可 車税の種別割に限り、次の表 車税の種別であり、次の表 を 構に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び 第2号に掲げる法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動 車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3 輪以上のものに対する第82条の規 定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初りの表の相に掲げる 同年両番号指定を受けた場合には 令和3年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

| 第 2 号 ア (イ) | 3, 900 円 | 2,000円 |
|----------------|----------|--------|
| 第 2 号 ア | 6,900円 | 3,500円 |

| 改正後 | 改正前 | | |
|-----|---------|----------|----------|
| | (ウ) a | 10,800 円 | 5, 400 円 |
| | 第 2 号 ア | 3,800円 | 1,900円 |
| | (ウ) b | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1号及び 第2号に掲げるガソリン軽自動車 のうち3輪以上のもの(前項の規 定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用につ いては、当該ガソリン軽自動車が 令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

| 第 2 号 ア (イ) | 3, 900 円 | 3, 000 円 |
|----------------|----------|----------|
| 第 2 号 ア | 6,900円 | 5, 200 円 |
| (ウ) a | 10,800円 | 8, 100 円 |
| 第 2 号 ア | 3,800円 | 2,900円 |
| (ウ) b | 5,000円 | 3,800円 |

5 法附則第30条第2項第1号及び 第2号に掲げる3輪以上の軽自動 車のうち、自家用の乗用のものに 対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和4年度分の軽自動車 税の種別割に限り、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年 3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和5年度 分の軽自動車税の種別割に限り、 第2項の表の左欄に掲げる同条の 改正後 改正前

規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び 第2号に掲げる三輪以上の軽自動 車(自家用の乗用のものを除 く。) に対する第 82 条の規定の適 用については、当該軽自動車が令 和3年4月1日から令和4年3月 31 日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和4年度分の 軽自動車税の種別割に限り、当該 軽自動車が令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令 和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第2項の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。
- 法附則第30条第7項の規定の適 用を受ける三輪以上のガソリン軽 自動車(営業用の乗用のものに限 る。) に対する第 82 条の規定の適 用については、当該ガソリン軽自 動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該ガソリン軽自動車が令和 4年4月1日から令和5年3月31 日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第3項 の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。
- 8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ
- 3 法附則第30条第3項の規定の適 用を受ける三輪以上の法第 446 条 第1項第3号に規定するガソリン 軽自動車(以下この項及び次項に おいて「ガソリン軽自動車」とい **う。**)(営業用の乗用のものに限 る。) に対する第82条の規定の適 用については、当該ガソリン軽自 動車が令和4年4月1日から令和 8年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には、当該 初回車両番号指定を受けた日の属 する年度の翌年度分の軽自動車税 の種別割に限り、同条第2号ア (イ)中「3,900 円」とあるのは 「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6.900円」とあるのは「3.500 円」とする。
- 4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリ

ン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の 種別割の賦課徴収に関し、3輪以 上の軽自動車が前条第2項から<u>第</u> 4項までの規定の適用を受ける3 輪以上の軽自動車に該当するかど うかの判断

をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合に おける納付すべき軽自動車税の種 別割の額は、同項の不足額に、こ れに 100 分の 35 の割合を乗じて計 算した金額を加算した金額とす る。

(優良住宅地の造成等のために土 地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和</u> 8年度 までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者 民税に限り、所得割の納税義務者 が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等(租 税特別措置法第31条第1項に規定 する土地等をいう。以下この条に おいて同じ。)の譲渡(同項条に おいて高譲渡をいう。以下この条に 改正前

ン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には今和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 2 (略)
- 3 前項の規定の適用がある場合に おける納付すべき軽自動車税の種 別割の額は、同項の不足額に、こ れに 100 分の 10 の割合を乗じて計 算した金額を加算した金額とす る。

(優良住宅地の造成等のために土 地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から <u>令和</u> <u>5 年度</u>までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義者 民税に限り、所得割項に規定での 所得割項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等に 税特別措置法第 31 条第 1 項に規定 する土地等をいう。以下この条に にする譲渡をいう。以下この条に

(1)及び(2) (略)

前項の規定は、昭和63年度から 令和8年度までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義 務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等 の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地の ための譲渡(法附則第34条の2第 5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下 この項において同じ。) に該当す るときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場 合において、当該譲渡が法附則第 34 条の2第 10 項の規定に該当す ることとなるときは、当該譲渡は 確定優良住宅地等予定地のための 譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に 係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又は

改正前

(1)及び(2) (略)

前項の規定は、昭和63年度から 令和5年度までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義 務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等 の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地の ための譲渡(法附則第34条の2第 5項に規定する確定優良住宅地等 予定地のための譲渡をいう。以下 この項において同じ。)に該当す るときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する市民税の 所得割について準用する。この場 合において、当該譲渡が法附則第 34 条の2第 10 項の規定に該当す ることとなるときは、当該譲渡は 確定優良住宅地等予定地のための 譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に 係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する

改正前

備考 改正個所は、下線が引かれた部分及び太線で示した部分である。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第82条中第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の男鹿市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1 日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の男鹿市市税条例の規定中個人 の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税につい て適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ る。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき男鹿市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの 固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得を

した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの 条例による改正前の男鹿市市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に ついては、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定 の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車 税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に 対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。